



2022年5月26日

各 位

会社名 武蔵野興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河野 義勝  
(コード番号：9635 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員総務部長 中野 公一  
(TEL:03-3352-0052)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第151回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更することとし、現行定款第20条につき所要の変更を行うものであります。ただし、2020年6月29日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものいたします。そのため、これを明確にする附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)
- 定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以上

(別紙)

(下線は修正箇所を示しております)

現行定款	定款変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<p data-bbox="199 443 783 680"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="443 707 544 741">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="1050 443 1150 477">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="810 707 1390 808"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="868 813 1390 981"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第16条～第19条 (条文省略)	第16条～第19条 (現行どおり)
<p data-bbox="199 1093 783 1193">第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="810 1093 1390 1193">第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p data-bbox="199 1232 544 1265">第21条～第36条 (条文省略)</p> <p data-bbox="421 1294 521 1328">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="810 1232 1203 1265">第21条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 1294 863 1328">附則</p> <p data-bbox="815 1332 1390 1496"><u>1 現行定款第15条の削除および変更案第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p data-bbox="815 1500 1390 1641"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="815 1646 1390 1787"><u>3 本附則1～3は、施行日から6か月を経過した日、または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p data-bbox="815 1792 1390 2018"><u>4 第20条の規定にかかわらず、2020年6月29日開催の第149回定時株主総会において選任され、その終結の時をもって就任した取締役の任期は、2022年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則4は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>